

デザイン保護法施行規則

1973.12.29 商工部令 第 403 号	2010.07.27 知識経済部令 第 137 号
1996.06.22 通商産業部令第 042 号	2010.07.27 知識経済部令 第 139 号
1998.02.23 通商産業部令第 081 号	2011.03.31 知識経済部令 第 180 号
1998.12.31 産業資源部令第 019 号	2011.12.23 知識経済部令 第 228 号
2001.06.30 産業資源部令第 129 号	2012.12.31 知識経済部令 第 279 号
2002.02.28 産業資源部令第 158 号	2013.03.23 産業通商資源部令第 3 号
2003.05.12 産業資源部令第 198 号	2013.06.28 産業通商資源部令第 17 号
2005.02.11 産業資源部令第 257 号	2014.01.29 産業通商資源部令第 47 号
2005.07.01 産業資源部令第 285 号	全部改正 2014.04.21 産業通商資源部令第 58 号
2005.09.01 産業資源部令第 300 号	一部改正 2014.12.31 産業通商資源部令第 102 号
2006.04.28 産業資源部令第 336 号	一部改正 2015.12.30 産業通商資源部令第 173 号
2007.06.29 産業資源部令第 405 号	一部改正 2016.04.22 産業通商資源部令第 188 号
2008.12.31 知識経済部令第 54 号	他法改正 2016.10.04 産業通商資源部令第 220 号
2009.06.30 知識経済部令第 80 号	一部改正 2017.09.22 産業通商資源部令第 272 号
2009.12.30 知識経済部令第 108 号	一部改正 2018.06.28 産業通商資源部令第 302 号

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この規則は「デザイン保護法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(定義) この規則で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. “電算情報処理組職”とは、特許庁が使用するコンピューターとデザイン登録に関する出願・請求、その他の手続き(以下“デザインに関する手続き”という)をする者又はその代理人が使用するコンピューターを情報通信網で接続する組職をいう。

2. “電子文書”とは、次の各目の書類をいう。

カ. デザインに関する手続きをする者が特許庁で提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して作成した書類を特許庁又は特許審判院に情報通信網を利用して提出(以下“オンライン提出”という)するか、移動式保存装置又は光ディスク等の電子的記録媒体(以下“電子的記録媒体”という)に収録して提出する書類

ナ. 特許庁長又は特許審判院長が情報通信網を利用してデザイン登録出願人、審判請求人、デザイン一部審査登録異議申立人、その他にデザインに関する手続きをする者(以下“出願人等”という)に通知又は送達する書類

第 3 条(書類による手続き) デザインに関する手続きをするために特許庁又は特許審判院に提出する書類は、法令に特別な規定がある場合の他には件ごとに作成しなければならず、提出人の氏名(法人の場合には名称をいう)及び

「デザイン保護法」(以下“法”という)第29条による固有番号(以下“特許顧客番号”という)を書き署名又は捺印(電子文書の場合には電子署名をいう。以下同じ)しなければならない。ただし、特許顧客番号がない場合には、提出人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)を書き署名又は捺印しなければならない。

第4条(書類の提出) 特許庁又は特許審判院に提出するすべての書類は、法令に特別な規定がある場合の他には特許庁長又は特許審判院長を受信人としなければならない。

第5条(電子的イメージで作成された添付書類の提出) ①デザインに関する手続きをする者であって、電子文書で書類を提出する者は、添付書類を電子的イメージで作成して提出することができる。ただし、その添付書類が第8条第1項又は第4項による包括委任状の場合には、書面で提出しなければならない。

②特許庁長、特許審判院長又は審判長は、第1項により提出された電子的イメージの添付書類が、判読が困難で内容の確認が必要と認められる場合には、期間を定めて出願人等又は代理人に該当書類を書面で提出するようにすることができる。

第6条(書類に使用する言語等) ①特許庁又は特許審判院に提出する書類のうち、委任状、国籍証明書及び優先権証明書等、外国語で書いた書類を除いた書類は、ハングルで書かななければならない。

②第1項により外国語で書いた書類(優先権証明書類は除く)を提出する場合には、ハングル翻訳文を添付しなければならない。

第7条(代理人の選任等) ①デザインに関する手続きをする者が代理人によってその手続きをしようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第1号書式の委任状を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

②デザインに関する手続きをする者が代理人を選任してその手続きをしようとする場合には、代理人選任申告をしなければならない。ただし、代理人が次の各号の区分による手続きをするために該当書類に委任状を添付して提出する場合には、代理人選任申告をしないことができる。

1. デザイン登録出願、デザイン登録出願人変更申告、デザイン一部審査登録異議申立、審判請求又は再審請求をするか、デザイン一部審査登録異議申立、審判請求又は再審請求に対する答弁をする場合:別紙第1号書式の答弁書、別紙第3号書式のデザイン登録出願書、別紙第8号書式のデザイン一部審査登録異議申立書、「特許法施行規則」別紙第20号書式の権利関係変更申告書又は同規則別紙第31号書式の審判請求書

2. 法第179条による国際デザイン登録出願(以下“国際デザイン登録出願”という)について意見提出、**補正、指定期間延長申請、優先権証明書類、優先権証明書類翻訳文、または新規性喪失の例外適用対象証明書類**を提出する場合:最初に提出する別紙第1号書式の意見書、別紙第2号書式の**補正書**、「特許法施行規則」別紙第10号書式の**期間延長申請書または同規則別紙第13号書式の書類提出書**

③第2項各号以外の部分本文によって代理人選任申告をするか、代理人が復代理人選任申告をしようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書にその申告内容を証明する書類を添付して特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。先に選任された代理人又は復代理人がいる場合にはその解任可否を書かななければならない。

④デザインに関する手続きをする者が代理人を解任しようとする場合、又は代理人が復代理人を解任しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなけれ

ばならない。

⑤デザインに関する手続きをする者が代理権の内容を変更しようとする場合、又は代理人が復代理権の内容を変更しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書にその変更内容を証明する書類を添付して特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

⑥ 代理人又は復代理人が辞任しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書の特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

⑦ 代理人が「弁理士法」第6条の3による特許法人又は同法第6条の12による特許法人(有限)(以下この条で“該当特許法人等”という)の構成員又は所属弁理士になれば、その代理人は、第6項により辞任するか、その代理人が該当特許法人等の構成員又は所属弁理士になる前に代理した事件について該当特許法人等を復代理人に選任することができる。

⑧ 次の各号のいずれか一つに該当する場合に、二つ以上の事件についてデザインに関する手続きをする者が同じで、代理人又は復代理人が同じ場合には、申告書を一枚だけ作成して提出することができる。

1. デザインに関する手続きをする者が代理人を選任又は解任しようとする場合
2. 代理人が復代理人を選任又は解任しようとする場合
3. 代理人又は復代理人が辞任しようとする場合

⑨ 法第12条第4項によりデザインに関する手続きの全部又は一部を無効にすることを申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第11号書式の手続無効処分申請書を特許庁長又は審判院長に提出しなければならない。

第8条(包括委任) ①デザインに関する手続きを代理人によってする場合に、現在及び将来の事件についてあらかじめ事件を特定せず包括委任しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録申請書に代理権を証明する書類(以下“包括委任状”という)を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人は包括委任をしようとする者に包括委任について説明し、包括委任状に包括委任をしようとする者の署名または捺印を受けなければならない。

②特許庁長は、第1項による包括委任に関する登録(以下“包括委任登録”という)の申請を受けた場合には、包括委任登録番号を付与し、その番号を包括委任登録申請者に通知しなければならない。

③包括委任を受けてデザインに関する手続きをしようとする者は、第2項による包括委任登録番号を特許庁又は特許審判院に提出する書類に書かなければならない。

④第2項により包括委任登録となった事項(以下“包括委任登録事項”という)を変更しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録変更申請書に包括委任状を添付して特許庁長に提出しなければならない。

⑤第1項又は第4項により包括委任をするか、包括委任登録事項を変更しようとする者が、包括委任状をオンライン提出するか、電子的記録媒体に収録して提出する場合には次の各号のいずれかに該当する方法に従い提出しなければならない。

1. 特許庁で提供するソフトウェアや特許庁ホームページを利用して、包括委任状に第16条各号のいずれかに該当する電子署名をして、電子文書で提出
2. 携帯電話に送信される認証番号を入力して、出願人が署名または捺印した包括委任状の電子的イメージを添付して提出

第9条(包括委任援用の制限) 第8条による包括委任登録をした者が、特定の事件について包括委任の援用を制限しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書(包括委任援用制限に限定する)を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書を提出しないことができる。

1. 第7条第3項により先に選任された代理人又は復代理人の解任を書いた申告書を提出した場合
2. 第7条第4項により代理人又は復代理人を解任する申告書を提出した場合

第10条(包括委任の撤回) 第8条による包括委任登録をした者が包括委任を撤回しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録撤回書を特許庁長に提出しなければならない。

第11条(複数当事者の代表者選定申告等) ①法第13条第1項各号以外の部分ただし書きによる代表者選定申告は、選定された代表者が「特許法施行規則」別紙第2号書式の代表者に関する申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、先に選任された代表者がある場合には、その解任可否を書かなければならない。

1. 選任又は解任に関する事項を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1通

②第1項各号以外の部分前段によって選任された代表者の解任を申告しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代表者に関する申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 申告内容を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1通

③「デザイン保護法施行令」(以下“令”という)第9条第8項により書類の送達を受けるための代表者を選定して申告しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代表者に関する申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 書類の送達を受けるための代表者選任を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1通

第12条(承継人の資格及び第3者の許可等に関する証明) ①特許庁長又は特許審判院長は、デザイン権又はデザインに関する権利を承継した者がデザインに関する手続きをしようとする場合に必要と認められれば、その承継人であることを証明する書類を提出させることができる。

②デザインに関する手続きをしようとする者がその手続きをしようとする場合に、第3者の許可・認可・同意又は承諾が必要な場合には、これを証明する書類を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

第13条(証明書類の提出) ①特許庁長、特許審判院長又は審判長は、デザインに関する手続きをする者についての具体的な確認が必要と認められれば、次の各号の書類を提出させることができる。

1. 国籍証明書(外国人の場合のみ該当する)又はその他に当事者を確認することができる書類
2. 印鑑証明書(提出日基準6ヶ月以内に発給されたものではなくればならず、外国人の場合にはここに準ずる証明書をいう)

3. 署名に対する公証書(外国人の場合には本人が署名をしたという本国官公署の証明書面で代替することができる)

②第1項にかかわらず、特許庁長、特許審判院長及び審判長は、デザインに関する手続きをする者の住民登録票謄本・抄本、法人登記事項証明書(法人の場合のみ該当する)等「電子政府法施行令」第43条による共同利用対象行政情報に該当する書類については、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用によって確認しなければならない。ただし、これによって確認することができないか、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その書類を提出させることができる。

1. デザインに関する手続きをする者が「電子政府法施行令」第43条による共同利用対象行政情報に該当する書類(法人登記事項証明書は除く)の確認に同意しない場合

2. デザインに関する手続きをする者が法人登記事項証明書の確認に必要な情報を提供しない場合

③特許庁長又は特許審判院長は、外国人がデザインに関する手続きをする場合に、その外国人の属する国家が「工業所有権の保護のためのパリ協約」(以下“パリ協約”という)の当事国又はデザインに関して互いに保護することに大韓民国と約束した国家ではない場合には、次の各号のいずれか一つに該当する書類を提出させることができる。

1. パリ協約同盟国のうち一つの国家の領域に住所又は営業所を持っている場合には、これを証明する書類

2. その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同一の条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合には、これを証明する書類

3. 大韓民国がその外国人に対してデザイン権又はデザインに関する権利を認めれば、その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同一の条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合に、これを証明する書類

④特許庁長、特許審判院長又は審判長は、第1項又は第2項により書類を提出させる場合には、書類提出命令書によって提出書類名及び提出理由を具体的に明らかにしてデザインに関する手続きをする者に通知し、期間を定めて疎明することができる機会を与えなければならない。

第14条(特許顧客番号の付与等) ①法第29条第1項により 特許顧客番号の付与を申請しなければならない者は、次の各号のとおりである。ただし、国際登録簿に登録された国際登録名義人が法第179条により、本人の国際デザイン登録出願及び登録に関する手続を踏む場合には、特許顧客番号の付与を申請するとは限らない。

1. 出願人

2. デザイン登録を受けることができる権利の承継人

3. デザイン一部審査登録異議申立人

4. 優先審査申請人

5. デザイン登録出願に対する情報提供者

6. 再審査請求人

7. 審判請求人、審判被請求人及び審判参加人

8. デザイン権者

9. 専用実施権者又は通常実施権者

10. 質権者

②法第29条第1項により 特許顧客番号の付与を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第4号書式の特許顧客番号付与申請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

③ 特許顧客番号の付与を受けた者が氏名、住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)、署名又は印鑑、電話番号等を変更するか更正しようとする場合には「特許法施行規則」別紙第 5 号書式の 特許顧客番号情報変更(更正)申告書を特許庁長に提出しなければならない。

④ 特許顧客番号を二重で受けるか誤って付与を受けて訂正しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 5 号書式の特許顧客番号訂正申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 訂正内容を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1 通

⑤ 特許庁長は、特許顧客番号が二重に付与されたり誤って付与された場合には、特許顧客番号を訂正するか抹消することができる。この場合、職権で訂正するか抹消した事実を特許顧客番号の付与を受けた者に通知しなければならない。

⑥ 第 3 項にかかわらず、「住民登録法」第 16 条第 1 項により新しい居住地への転入申告によって変更された住所に特許顧客番号の住所情報を自動変更しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 5 号の 2 書式の特許顧客番号情報等自動変更申請書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、第 2 項により 特許顧客番号の付与を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 4 号書式の特許顧客番号付与申請書に特許顧客番号の住所情報が自動で変更されるようにしようとする趣旨を書くことによりその申請に代えることができる。

⑦ 第 6 項により特許顧客番号の住所情報自動変更を申請した者がその申請を撤回しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 5 号の 2 書式の特許顧客番号情報等自動変更撤回書を特許庁長に提出しなければならない。

⑧ 第 3 項にかかわらず法人である出願人等は特許庁長が定める「電子政府法」第 9 条第 2 項及び第 3 項による電子民願窓口を介して特許顧客番号の法人名称又は営業所所在地についての変更を申請することができる。

第 15 条(電子文書で提出することができる書類) 法第 30 条第 1 項により特許庁長又は特許審判院長に電子文書で提出することができる書類は、次の各号の書類を除いた書類とする。

1. 「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書
2. 「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の訂正交付申請書
3. 「特許法施行規則」別紙第 59 号書式の電子化内容訂正申請書

第 16 条(電子文書の利用申告) 法第 30 条第 1 項により電子文書によってデザインに関する手続きをしようとする者は、次の各号のいずれか一つに該当する電子署名に必要な認証書を使用して電算情報処理組織を通して法第 31 条第 1 項による電子文書利用申告をしなければならない。この場合、電子署名に必要な認証書の内容は、特許顧客番号の出願人情報と一致しなければならない。

1. 「電子署名法」第 2 条第 3 号による公認電子署名
2. 「電子政府法」第 2 条第 9 号による行政電子署名

第 17 条(電子文書の提出等) ① 電子文書は、特許庁で提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して第 16 条各号のいずれか一つに該当する電子署名をして提出しなければならない。

② 電子文書を電子的記録媒体に収録して提出する場合には、「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、電子的記録媒体に収録して提出することができない書類は、電子文書添付書類等物件提出書に添付して提出しなければならない。

③第1項により電子文書を提出しようとする者がその電子文書を期限前に情報通信網を利用して発送したが、情報通信網の障害、特許庁が使用するコンピューター又は関連装置の障害(情報通信網、特許庁が使用するコンピューター又は関連装置の維持・補修のためにその使用を一時中断した場合であつて特許庁長があらかじめ公知した場合には障害とみない)によって該当期限までに提出することができなかった場合には、その障害が除去された日の翌日にその期限が渡来したものとみる。

第18条(電子文書による添付書類提出の特例) デザインに関する手続きをする者がオンライン提出をする場合、これに添付すべき書類のうちオンライン提出時に添付しなかった書類は、オンライン提出受付番号を確認した日から3日以内に「特許法施行規則」別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書に添付して書面で提出しなければならない。

第19条(オンライン提出方法) オンライン提出をしようとする者は、第16条各号による電子署名に必要な認証書を使用しなければならない。

第20条(同時提出の特例) ①法第96条第1項及び第6項、法第97条第1項及び第6項により同時にしている二つ以上の手続きをオンライン提出する場合には、連続して入力しなければならない。

②法第96条第1項及び第6項、法第97条第1項及び第6項により同時にしている二つ以上の手続きの中で、一つの手続きをオンライン提出して残りの手続きを電子的記録媒体又は書面で提出する場合には、該当二つ以上の手続きを同じ日にしなければならない。

第21条(電子文書による通知対象書類) 特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、審査長又は審査官は、法第31条第1項により電子文書利用申告をした者のうち電子文書で通知又は送達を受けようとする者については、法令に特別な規定がある場合の他は、すべての書類を情報通信網を利用して通知するか送達することができる。

第22条(行政区域等の変更) 行政区域又はその名称が変更された場合には、デザインに関する手続きをする者が「特許法施行規則」別紙第4号書式の特許顧客番号付与申請書又は「特許法施行規則」別紙第5号書式の特許顧客番号情報変更申告書に書いた行政区域又はその名称も変更されたものとみる。この場合、特許庁長は、特許顧客番号の付与を受けた者の住所(法人の場合その営業所の所在地をいう)を職権で変更することができる。

第23条(書類の援用) ①デザインに関する手続きをする者が二つ以上の手続きを同時にする場合に、法第7条から第11条まで、第36条第2項又は第51条第4項により提出する証明書の内容が同じ場合には、そのうち一件についてのみ証明書原本を提出し、他の請求等の手続きではその写本を特許庁長又は特許審判院長に提出することができる。

②デザインに関する手続きをした場合、すでに特許庁又は特許審判院に証明書を提出した者が法第7条から第11条まで、第36条第2項又は第51条第4項による証明書を提出しなければならない場合に、その証明書の内容がすでに提出された証明書の内容と同じでこれを援用しようとする場合には、該当書式の添付書類欄にその趣旨を明らかに書くことによりその証明書に代えることができる。

③次の各号のいずれか一つに該当する場合には、法第8条による代理権を証明する書類を提出しないことができる。

1. 第7条第2項により選任された代理人がその委任事項の範囲でデザインに関する手続きをする場合
2. 第8条第2項により包括委任登録をした代理人がその包括委任の範囲でデザインに関する手続きをする場合

第24条(不適切な出願書類等の返戻) ①特許庁長又は特許審判院長は、法第37条、第64条、第68条、第69条、第126条又は第127条によるデザイン登録出願、再審査の請求、デザイン一部審査登録異議申立又は審判等に関する書類・見本やその他の物件(以下この条で“出願書類等”という)が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、法令に特別な規定がある場合を除いては適法な出願書類等とみない。

1. 法又は法による命令で定める期間以内に提出されなかった書類の場合
2. 法又は法による命令で定める期間のうち延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合
3. 法第38条第2項によりデザイン登録出願に対する補完命令を受けた者が指定期間内に補完しなかった場合
4. 次の各目の期間が過ぎて提出された期間延長申請書の場合
 - カ. 法第69条によるデザイン一部審査登録異議申立の理由等の補正期間
 - ナ. 法第119条又は第120条による審判の請求期間
 - タ. 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が指定した期間
5. 第3条を違反して件ごとに書類を作成しなかった場合
6. 第5条第2項により提出しなければならない書類を期間内に提出しなかった場合
7. 第13条によって提出すべき書類を正当な疎明なしに疎明期間内に提出しなかった場合
8. 「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書(包括委任援用制限に限定する)、同規則別紙第3号書式の包括委任登録申請(変更申請、撤回)書、同規則別紙第4号書式の特許顧客番号付与申請書又は職権で特許顧客番号を付与しなければならない場合であって該当書類が不明確で受理することができない場合
9. 出願又は書類の種類が不明確な場合
10. ハングルで書かなかった場合
11. デザイン登録に関する出願・請求やその他の手続きをした者の氏名(法人の場合には名称をいう)又は特許顧客番号(特許顧客番号がない場合には氏名又は住所をいい、法人の場合にはその名称又は営業所の所在地をいう)を書かなかった場合
12. 図面が添付されない場合[法第41条による複数デザイン登録出願(以下“複数デザイン登録出願”という)の場合には、図面がデザインの数に比べて不足な場合を含む]
13. 提出した図面が別紙第1号書式の記載方法第8号へ目、別紙第2号書式の記載方法第12号へ目からチ目まで、別紙第3号書式の記載方法第18号チ目からヌ目まで、別紙第4号書式の記載方法第4号ハ目及びビ目、別紙第8号書式の記載方法第9号ト目によるファイル形式や用量に違反した場合
14. デザインの対象となる物品を書かなかった場合
15. 国内に住所又は営業所を持たない者が法第6条第1項によるデザイン管理人によらずに提出した出願書類等である場合
16. 該当デザインに関する手続きをする権利がない者がその手続きと係わって提出した書類である場合
17. 情報通信網や電子的記録媒体で提出されたデザイン登録出願書又はその他の書類が特許庁で提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して作成されなかったか、電子文書で提出された書類が電算情報処理組織で処理が不可能な状態で受付された場合
18. デザインに関する手続きが終了した後、そのデザインに関する手続きと係わって提出された書類である場合

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項により不適切なものとみる出願書類等を返戻しようとする場合には、出願書類等を提出した出願人等に出願書類等を反却するという趣旨、返戻理由及び疎明期間を書いた書面を送付しなければならない。ただし、第1項第7号の場合には、返戻理由を告知し直ちに書類等を返戻しなければならない。

③第2項本文によって書面の送付を受けた出願人等が疎明しようとする場合には、疎明期間内に別紙第1号書式の疎明書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

④第2項本文によって書面の送付を受けた出願人等が、疎明せず、出願書類等を疎明期間内に返戻を受けようとする場合には「特許法施行規則」別紙第8号書式の書類返戻要請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、特許庁長又は特許審判院長は、返戻要請を受けたら直ちに書類等を返戻しなければならない。

⑤特許庁長又は特許審判院長は、出願人等が疎明期間内に疎明で又は返戻要請書を提出しないか提出した疎明が理由がないと認められる場合には、疎明期間が終わった後、直ちに書類等を返戻しなければならない。

第24条の2(出願書類等の返戻) ①特許庁長又は特許審判院長は、すでに提出されたが受理される前である出願書類等のうち特許庁長が定めて告示する書類の場合には、該当書類を提出した者の申請があれば、その書類を返還することができる。

②第1項により書類の返還を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第8号書式の返還申請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

第25条(デザイン登録番号等の表示) ①デザイン権の登録を受けるかデザイン登録出願をした後、そのデザイン登録出願に必要な書類・見本やその他の物件を特許庁又は特許審判院に提出する場合には、そのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号、デザイン権者又はデザイン登録出願人の氏名(法人の場合には名称をいう)、特許顧客番号(特許顧客番号がない場合には氏名及び住所をいい、出願人が法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)及びデザインの対象となる物品を表示しなければならない。

②デザイン一部審査登録異議申立、審判又は再審の請求をした後、その申請又は請求に関する書類・見本やその他の物件を特許庁又は特許審判院に提出する場合には、その審判番号又は再審番号とその当事者の氏名(法人の場合には名称をいう)、特許顧客番号(特許顧客番号がない場合には氏名及び住所をいい、法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)を表示しなければならない。

第26条(書類等の補正) ①法第47条、第48条、第64条、第128条、第186条又はこの規則第46条によって補正「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定」(1999年世界知識財産器具によってジュネーブ外交会議で採択された条約をいい、以下“ヘーグ協定”という)第1条(vii)による国際出願(以下“国際出願”という)に対する補正は除く]しようとする者(法第47条第3号に該当して手数料を補正しようとする者は除く)は、別紙第2号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長、特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1通

②法第47条第3号に該当して手数料を補正しようとする者は、「特許料等の徴収規則」別紙第1号の2書式の納付書を提出すればよい。

第 27 条(物件提出書) ①特許庁長、特許審判院長、審判長又は審査官からデザインに関する手続きを処理するために書類・見本やその他の物件の提出命令を受けた者が、その書類、見本やその他の物件を提出する場合には、「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書による。

②代理人によって提出する場合には、第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 28 条(物件の返還) 特許庁長又は特許審判院長に提出する見本又は証拠物件の返還を受けようとする者は、その見本又は証拠物件を提出する時にその趣旨を書かなければならない。

第 29 条(期間の指定及び延長) ①法第 38 条第 2 項、第 47 条、第 128 条第 1 項、第 177 条第 2 項又は第 178 条第 3 項により特許庁長、特許審判院長又は審判長が定めることができる期間は 1 ヶ月以内とし、法第 63 条第 1 項による意見書提出期間等、法令によって特許庁長、特許審判院長、審判長又は審査官が定めることができる期間は 2 ヶ月以内とする。

②法第 17 条第 1 項による期間の延長申請のような組第 2 項による期間の短縮又は延長申請は、「特許法施行規則」別紙第 10 号書式の期間延長(短縮)申請書による。ただし、法第 48 条第 4 項による補正をしながら期間の短縮を申請しようとする場合には、別紙第 2 号書式の補正書に期間短縮の趣旨を書くことによりその申請書に代えることができる。

③代理人によって手続きをする場合には、第 2 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

④法第 17 条第 1 項ただし書きによって特許庁長又は特許審判院長が追加で延長することができる回数は 1 回とし、その期間は 30 日以内とする。

⑤法第 166 条第 5 項により審判長が職権で定めることができる付加期間は、30 日以内とする。

第 30 条(期間経過救済申請) 法第 18 条第 2 項による無効処分取消し又は法第 19 条による補完に関する申請をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 10 号書式の期間経過救済申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 期間が過ぎた理由を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1 通

第 31 条(手続きの続行通知) 特許庁長又は審判長は、法第 21 条によって承継人に対してデザインに関する手続きを続行させようとする場合には、その趣旨を当事者に書面で通知しなければならない。

第 32 条(手続きの受継申請) 法第 24 条第 1 項により手続きの受継又は受継申請命令を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 11 号書式の手続き受継(受継申請命令)申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長又は審判長に提出しなければならない。

1. 受継の原因を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1 通

第 33 条(放棄又は取下げ) ①デザインに関する手続きをした者がその手続きを放棄又は取下げようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 12 号書式の取下げ書(放棄書)の特許庁長に提出しなければならない。

②法第 51 条第 1 項により優先権を主張した者がその優先権主張を取下げようとする場合には、「特許法施行規則」

別紙第 12 号書式の取下げ書の特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

③代理人によって手続きをする場合には、第 1 項又は第 2 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 2 章 デザイン登録出願

第 34 条(新規性喪失の例外適用対象証明書類の提出) 法第 36 条第 2 項により新規性が喪失しなかったものとして適用を受けようとする者がその証明書類を提出する場合には、「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の書類提出書による。ただし、デザイン登録出願と同時にその証明書類を提出する場合には、出願書に証明書類提出の趣旨を書くことによりその提出書に代えることができる。

第 35 条(デザイン登録出願書) ①法第 37 条第 1 項によりデザイン登録出願をしようとする者は、別紙第 3 号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面か写真又は見本 1 通(複数デザイン登録出願の場合には各デザインごとに 1 通をいう)
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1 通
3. その他法令で別に定めている場合その証明書類 1 通

②第 1 項第 1 号による図面は別紙第 4 号書式によって作成するが、登録を受けようとするデザインの全体的な形態を明確に表現しなければならない。ただし、字体デザインの場合には、別紙第 5 号書式によって作成しなければならない。

③第 1 項第 1 号による図面のうち法第 2 条第 2 号による字体デザインの図面は、別表 1 のとおりである。

④法第 37 条第 2 項による図面のデザインの説明欄には、別表 2 の記載事項を書き、同じ図面の創作内容の要点欄は、別表 3 の記載方法によって書く。

第 36 条(図面に代えた写真又は見本の提出) ①法第 37 条第 3 項により図面に代えて写真を提出する場合には、その写真にはデザインの対象となる物品が明瞭に表現されなければならない。

②法第 37 条第 3 項により図面に代えて提出する見本は、特別な事由があると特許庁長が認める場合の他には、次の各号の要件を備えなければならない。

1. 見本 1 個とその見本を撮影した写真 1 枚を提出すること
2. 見本の規格は厚さ 1 センチメートル、横 15 センチメートル、縦 22 センチメートル以内とすること。ただし、薄い布又は紙等を使用する場合には、横と縦の和を 2 百センチメートル以下とすることができる。
3. 見本は破損・変形又は変質しないこと
4. 見本は取扱い又は保存が容易なこと
5. 見本を用紙に貼る場合には容易に外れる恐れがないこと

第 37 条(出願の補完) 法第 38 条第 3 項によりデザイン登録出願を補完しようとする場合には、別紙第 2 号書式の手続き補完書の特許庁長に提出しなければならない。

第 38 条(物品類の区分等) ①法第 40 条第 2 項による物品類の区分は「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」による別表 4 である。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段で“産業通商資源部令で定める物品”とは、別表4のうち第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

第39条(秘密デザインの請求等) ①法第43条第1項及び第2項によりデザインを秘密にすることを請求しようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書にその趣旨を書いて提出するか、別紙第7号書式の秘密デザイン請求書の特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は、第1項による秘密保障の請求を受けた場合には、デザイン登録決定書にその秘密保障期間を書かなければならない。

③法第43条第3項による秘密期間の短縮又は延長の請求をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第10号書式の期間短縮(延長)申請書の特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第40条(デザイン登録出願番号の通知) 特許庁長は、デザイン登録出願書を受理した場合には、そのデザイン登録出願番号及びデザイン登録出願日を書いたデザイン登録出願番号通知書をデザイン登録出願人に通知しなければならない。

第41条(正当な権利者の出願) 法第44条又は第45条によって正当な権利者がデザイン登録出願をしようとする場合には、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面(写真・見本)1通(複数デザイン登録出願の場合は各デザインごとに1通をいう)
2. 正当な権利者であることを証明する書類 1通
3. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第42条(正当な権利者に対する通知) 特許庁長又は特許審判院長は、デザイン登録出願がデザイン創作者ではない者であってデザイン登録を受けることができる権利の承継人ではない者(以下“無権利者”という)がしたデザイン登録出願という理由により、そのデザイン登録出願についてデザイン登録拒絶決定、デザイン登録取消決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定の審判請求に対する棄却審決、又はデザイン登録無効審決が確定された場合には、その事実をその正当な権利者に書面で通知しなければならない。

第43条(協議結果の申告) ①法第46条第5項により一つのデザイン登録出願人を定めて申告しようとする者、又は法第57条第5項により一つのデザイン出願人を定めて変更申告しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第20号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 該当デザイン登録出願について競合する者全てが氏名を書き署名又は捺印した協議事実を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1通

②第1項による申告書を提出する場合には、競合となった出願又は出願人変更申告について、協議結果による手続きを同時に行わなければならない。

第 44 条(補正の却下決定) 審査官は、法第 49 条第 1 項による補正の却下決定をしようとする場合には、これを特許庁長に報告し、その決定書を作成してこれに氏名を書き捺印しなければならない。

第 45 条(補正の却下決定書) 第 44 条による補正の却下決定書には、次の各号の事項を書かなければならない。

1. デザイン登録出願番号(国際デザイン登録出願の場合には国際登録番号をいう)
2. デザインの一連番号(複数デザイン登録出願の場合にのみ該当する)
3. デザインの対象となる物品及び物品類
4. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)
5. デザイン登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所か営業所の所在地。この場合、代理人が「弁理士法」第 6 条の 3 による特許法人(以下“特許法人”という)又は同法第 6 条の 12 による特許法人(有限)[以下“特許法人(有限)”という]の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう。
6. 却下決定の主文及び理由
7. 却下決定年月日

第 46 条(出願の分割) 法第 50 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当してデザイン登録出願の一部を一つ以上の新しいデザイン登録出願で分割しようとする者は、原出願の内容を一つ又は二つ以上のデザイン登録出願に補正すると同時に、分割されるデザインについて別紙第 3 号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面(写真・見本)1 通(分割出願が複数デザイン登録出願の場合には各デザインごとに 1 通)
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通
3. その他法令で別に定めている場合、その証明書類 1 通

第 47 条(優先権主張証明書類の提出等) ①法第 51 条第 3 項により優先権を主張する者は、同条第 4 項により「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の書類提出書の特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通を添付しなければならない。

②法第 51 条第 4 項各号外の部分のただし書で「産業通商資源部令で定める国家」とは、特許庁と外国のデザイン業務を担当する行政機関の間に優先権主張証明書類を電子的媒体を通じて交換することができる体制が構築された国家として、特許庁長が定めて告示する国をいう。

③特許庁長又は特許審判院長は、審査又は審判のために必要な場合、第 1 項により優先権を主張した者に対して 1 ヶ月以上の期間を定めて優先権主張証明書類に対するハングル翻訳文の提出を要求することができる。

④第 3 項によりハングル翻訳文の提出の要求を受けた者は、その期間内にこれを提出しなければならない。この場合「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の書類提出書に従う。ただし、優先権主張証明書類の内容のうち、第 35 条第 1 項により提出したデザイン登録出願書に添付された図面の内容と同一の部分は、ハングル翻訳を省略することができる。

⑤法第 51 条第 4 項第 2 号で“その他に出願を確認することができる情報など産業通商資源部令で定める事項”とは、世界知識財産機構の電子的アクセスサービス(DAS、Digital Access Service)を利用する場合に記さなければならない情報として該当電子的アクセスサービスにアクセスするようにするために最初に出願した国家で付与する固有番号(以下、“アクセスコード”という。)をいう。

⑥第1項にもかかわらず、法第51条第4項第2号による書面を提出する場合には、デザイン登録出願書に最初に出願した国家のデザイン登録出願の出願番号及びアクセスコードを記すこととして「特許法施行規則」別紙第13号書式の書類提出書に代えることができる。

第48条(デザイン登録出願公開申請等) ①法第52条第1項によりデザイン登録出願についての公開を申請しようとする者は、別紙第6号書式のデザイン登録出願公開申請書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、デザイン登録出願と同時に公開を申請しようとする場合には、法第37条によるデザイン登録出願書にその趣旨を書くことによりその申請書に代えることができる。

②デザインに関する手続きをする者が第1項による出願公開申請を取下ようとする場合には、デザイン登録出願公開申請書を提出した日から10日以内に「特許法施行規則」別紙第12号書式の取下げ書を提出しなければならない。

③代理人によって第1項によるデザイン登録出願公開申請で又は第2項による取下げ書を提出しようとする場合にはその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第49条(デザイン登録出願に対する情報提供)法第55条によって情報を提供しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第23号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 刊行物等証拠書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1通

第50条(創作者の追加等) ①デザイン登録出願人が錯誤によりデザイン登録出願書に創作者のうち一部創作者を書かないか誤って書いた場合には、そのデザイン登録出願に対する法第62条又は第65条によるデザイン登録可否決定(以下この条で“デザイン登録可否決定”という)前まで追加又は訂正することができる。ただし、デザイン登録出願書に書いた創作者が抜け落ちたか誤って書いたことなのが明白な場合には、デザイン登録可否決定後にも追加又は訂正することができる。

②デザイン登録出願人又はデザイン権者が第1項により創作者を追加又は訂正しようとするなら、次の各号の区分に従って補正書又は申請書を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン権の設定登録前：別紙第2号書式の補正書
2. デザイン権の設定登録後：「特許法施行規則」別紙第29号書式の訂正交付申請書

③代理人によって手続きをする場合には、第2項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第51条(デザイン登録出願人変更の申告) ①法第57条第3項によりデザイン登録出願人変更申告をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第20号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付してそのデザイン登録出願の登録前までに特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人変更の原因を証明する書類 1通
2. 第3者の許可、認可、同意又は承諾が必要な場合には、これを受けたことを証明する書類 1通
3. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1通

②同じデザイン登録出願人が二つ以上のデザイン登録出願について第1項によるデザイン登録出願人変更申告をしようとする場合には、その申告の内容が同じ場合にのみ一つの申告書で提出することができる。

第 52 条(持分等の記載) ①2 人以上が共同でデザイン登録出願をするか法第 57 条第 3 項又は第 4 項によるデザイン登録出願人変更申告をする場合に、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、デザイン登録出願書又は権利関係変更申告書にその趣旨を書き該事実を証明する書類を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人又はその承継人の権利に関する持分を定めている場合
2. 「民法」第 268 条第 1 項ただし書きによる契約がある場合

②出願人の持分を変更しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 20 号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 持分変更原因を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 52 条の 2(優先権主張のための書類等の発給) ①外国にデザイン登録出願をしようとする者が、そのデザイン登録出願に関してパリ条約第 4 条 D(1)による優先権を主張するために、その証明書の発給を申請したり、その証明書を特許庁長が世界知識財産機構に電子的アクセスサービスを通じて送達(世界知識財産機構の要請がある場合に限定する)するために必要なアクセスコードの付与を申請しようとする場合、「特許法施行規則」別紙第 19 号書式の申請書を特許庁長に提出しなければならない。

②第 1 項による証明書の発給またはアクセスコード付与の申請に関する手続きを代理人により踏む場合には、第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 3 章 審査

第 53 条(審査の順位) デザイン登録出願に対する審査は、出願の順位による。

第 54 条(同一出願の審査) 同じデザインについて二つ以上のデザイン登録出願がある場合には、先出願が出願公開又は設定登録になるかデザイン登録拒絶決定が確定されるまで後出願の審査を保留しなければならない。

[施行日:2014.4.21.] 第 54 条

第 55 条(審査参考資料) デザイン登録出願人が審査参考資料を提出しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 23 号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長、特許審判院長又は審判長に提出することができる。

1. 参考資料 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 56 条(専門機関の指定取消し等) ①法第 60 条第 1 項による専門機関の指定取消し及び業務停止の基準は、別表 6 のとおりである。

②特許庁長は、専門機関の指定を取消した場合にはその事実を告示しなければならない。

第 57 条(優先審査の申請) 法第 61 条によって優先審査を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 22 号書式の優先審査申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 特許庁長が決める事項を書いた優先審査申請説明書 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 58 条(出願のデザイン登録可否決定) 審査官は、デザイン登録出願に対して法第 62 条によるデザイン登録拒絶決定又は法第 65 条によるデザイン登録決定をしようとする場合には、特許庁長にこれを報告して次の各号の事項を書いたデザイン登録拒絶決定書又はデザイン登録決定書を作成してここに氏名を書いて捺印しなければならない。

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)
2. デザイン登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地[代理人が特許法人又は特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう]
3. デザイン登録出願番号(国際デザイン登録出願の場合には国際登録番号をいう)
4. デザインの一連番号(複数デザイン登録出願の場合にのみ該当する)
5. デザインの対象となる物品及び物品類
6. 決定の主文とその理由
7. 拒絶理由通知年月日(デザイン登録拒絶決定の場合にのみ該当する)
8. 決定年月日

第 59 条(拒絶理由通知書等) ①審査官は、次の各号の事項に対する決定又は通知をしようとする場合には、これを特許庁長に報告し、その決定書又は通知書を作成してこれに氏名を書き捺印しなければならない。

1. 法第 63 条による拒絶理由通知
2. 法第 74 条第 1 項によるデザイン一部審査登録異議申立に対する決定

②法第 63 条、第 64 条、第 66 条、第 71 条及び第 124 条によって意見を提出しようとする者は、別紙第 1 号書式の意見書に次の各号の書類を添付して特許庁長、特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 60 条(デザイン登録出願に対する再審査請求) 法第 64 条第 1 項により再審査を請求しようとする者は、その趣旨を書いた別紙第 2 号書式の補正書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1 通を添付しなければならない。

[施行日:2014.4.21.]

第 61 条(デザイン登録公告日及びデザイン登録出願の公開日) ①デザイン登録公告日又はデザイン登録出願の公開日は、該当デザイン登録出願が公告されるか公開された趣旨を掲載した法第 212 条及び令第 10 条第 1 項による登録デザイン公報(以下“登録デザイン公報”という)又は公開デザイン公報(以下“公開デザイン公報”という)が発行された日とする。

②第 1 項にかかわらず、デザイン一部審査登録された秘密デザインに対するデザイン一部審査登録異議申立の場合には、令第 10 条第 2 項各号以外の部分ただし書きによって該当デザインの図面又は写真、デザインの説明及び創作

内容の要点が掲載された登録デザイン公報が発行された日をそのデザイン登録公告日とみる。

第 62 条(デザイン一部審査登録異議申立等) ①法第 68 条によってデザイン一部審査登録異議申立をしようとする者は、別紙第 8 号書式のデザイン一部審査登録異議申立書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、複数デザイン登録出願によって登録されたデザインについては、各デザインごとに提出しなければならない。

1. 異議申立事項を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通
3. デザイン一部審査登録出願人が無権利者であることを証明する書類 1 通(正当な権利者がデザイン一部審査登録異議申立をする場合のみ該当する)

②法第 68 条第 3 項により異議申立に対する答弁書を提出しようとする者は、別紙第 1 号書式の答弁書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 答弁事項を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

③第 2 項による異議申立に対する答弁に対して意見を提出しようとする者、及びその意見に対する再答弁をしようとする者は、別紙第 1 号書式の意見書(答弁書)に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 意見(再答弁)内容を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

④法第 69 条によってデザイン一部審査登録異議申立理由等を補正しようとする者は、別紙第 2 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 4 章 デザイン登録証及びデザイン権等

第 63 条(一部デザインの放棄) 法第 80 条第 1 項によりデザイン別に放棄しようとする者は、「特許権等の登録令施行規則」別紙第 25 号書式の納付書にその趣旨を**書いて**特許庁長に提出しなければならない。

第 64 条(登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復) ①法第 84 条第 1 項により登録料を追加納付するか補填しようとする者は、「特許権等の登録令施行規則」別紙第 25 号書式の納付書にその趣旨を書き、次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人又はデザイン権者が責任を負うことができない事由で納付期間以内に納付しなかったか、補填しなければならない期間内に補填しなかったことを証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

②法第 84 条第 3 項によりデザイン権の回復を申請しようとするデザイン権者は、「特許権等の登録令施行規則」別紙第 25 号書式の納付書にその趣旨を**書いて**特許庁長に提出しなければならない。**この場合、代理人により手続きをする場合には、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。**

1. 削除
2. 削除

第 65 条(デザイン登録証の発給) ①特許庁長は、デザイン権の設定登録をした場合には、法第 89 条第 1 項によりそのデザイン権者に別紙第 9 号書式から別紙第 12 号書式までのデザイン登録証又は関連デザイン登録証(以下“デザイン登録証等”という)を**発給(電子文書による発給を含む)**しなければならない。

②特許庁長は、法第 89 条第 2 項によりデザイン登録証等を訂正発給しようとする場合には、別紙第 13 号書式の登録事項にその訂正事項を書き捺印した後、該当デザイン登録証等に編綴して発給しなければならない。

第 66 条(申請によるデザイン登録証等の発給等) ①特許庁長は、法第 96 条による移転等の事由によりデザイン権を承継した者の申請を受けた場合には、別紙第 9 号書式から別紙第 12 号書式までのデザイン登録証等を発給しなければならない。

②特許庁長は、デザイン権者の申請を受けた場合には、次各号のデザイン登録証等を**発給(第 1 号の場合には電子文書による発給を含む)**しなければならない。

1. 別紙第 13 号の 2 書式から別紙第 13 号の 5 号書式までの英語デザイン登録証
2. 別紙第 14 号書式から別紙第 17 号書式までの携帯用デザイン登録証
3. 別紙第 17 号の 2 書式から別紙第 17 号の 5 書式までの携帯用英語デザイン登録証

③特許庁長は、第 2 項によって発給したデザイン登録証等がデザイン登録原簿やその他の書類と符合しない場合には、デザイン権者の申請または職権で該当のデザイン登録証等を回収して訂正発給するか、新しいデザイン登録証等を発給しなければならない。この場合、訂正発給しようとする場合には、別紙第 13 号の 6 書式、別紙第 14 号書式から別紙第 17 号書式までの書式(登録事項欄に限定する)または別紙第 17 号の 2 書式から別紙第 17 号の 5 書式までの書式(登録事項欄に限定する)にその訂正事項を書き捺印して発給しなければならない。

第 67 条(デザイン登録証等の再発給) 特許庁長は、デザイン権者がデザイン登録証、英語デザイン登録証、携帯用デザイン登録証または携帯用英語デザイン登録証等を紛失するか毀損して再発給を申請する場合には、再発給しなければならない。

第 68 条(デザイン登録証の発給申請等) ①次の各号のいずれか一つに該当する申請をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の発給(再発給)申請書を特許庁長に提出しなければならない。**ただし、第 1 号による申請の場合「特許権等の登録令施行規則」別紙第 15 号書式の申請書に登録証再発給申請の趣旨を記す場合は、この限りでない。**

1. 第 66 条第 1 項によるデザイン登録証等の発給申請
2. 第 66 条第 2 項第 2 号による携帯用デザイン登録証等の発給申請
3. 第 67 条によるデザイン登録証等の再発給申請

② デザイン登録証、英語デザイン登録証、携帯用デザイン登録証または携帯用英語デザイン登録証等の訂正発給を受けようとする者(デザイン登録証等または英語デザイン登録証等を電子文書で発給を受けた者は除く)は、「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の訂正発給申請書に該当デザイン登録証等を添付して特許庁長に提出しなければならない。

③英語デザイン登録証または携帯用英語デザイン登録証等を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 29 号の 2 書式(携帯用)外国語登録証発給申請書にデザインの対象となる物品、デザイン権者、創作者等、該当デザ

イン登録証等を書くべき事項が正確に翻訳されたことを証明する書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
④代理人によって手続きをする場合には、第1項、第2項及び第3項による申請書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第69条(デザイン権の消滅公告) 特許庁長は、法第111条によってデザイン権が消滅した場合には、その趣旨を登録デザイン公報又は公開デザイン公報に公告しなければならない。

第70条(秘密デザイン登録証明申請) 法第113条第2項により特許庁長に証明書面を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第19号書式の証明申請書の特許庁長に提出しなければならない。

第5章 審判及び再審

第71条(審判請求書) ①法第119条、第120条及び第123条による審判請求をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第31号書式の審判請求書の特許審判院長に提出しなければならない。

②法第121条又は第122条による審判請求をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第31号書式の審判請求書に次の各号の書類を添付して特許審判院長に提出しなければならない。この場合、複数デザイン登録出願によって登録されたデザインについては、各デザインごとに提出しなければならない。

1. 図面(権利範囲確認審判の場合にのみ該当する)
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第72条(審判番号の通知等) ①特許審判院長は、審判請求書を受理した場合には審判番号を付与しその事件についての合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

②特許審判院長は、第1項により審判官を指定するか、指定された審判官が変更された場合には、その事実を当事者に通知しなければならない。この場合、第21条の規定により電子文書で通知または送達を受けようとする者には、電算情報処理組織で閲覧できるようにした場合、通知したものとみなす。

第73条(答弁書等) ①法第134条第1項により答弁書を提出しようとする者は、別紙第1号書式の答弁書の特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

②法第124条によって準用される場合と、法第144条第2項及び第147条第1項により意見書を提出しようとする者は、別紙第1号書式の意見書の特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

第74条(審判官の除斥申請等) 法第136条又は第137条第1項により審判官の除斥申請又は忌避申請をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第33号書式の審判事件申請書の特許審判院長に提出しなければならない。

第75条(証拠の添付) ①第71条及び第73条による審判請求書、答弁書、意見書、その他審判に関して提出する書類には、必要な証拠資料を添付しなければならない。

②第1項による証拠資料が書類の場合にはその謄本を添付し、図面・見本又は物件の場合には実物に代えることができる複写本や写真を添付しなければならない。ただし、見本又は物件を追加で提出しようとする場合には、審判関連書類に見本又は物件を別途に提出するという趣旨を書き、「特許法施行規則」別紙第7号書式の電子文書添付書

類等物件提出書に添付して提出しなければならない。

③第2項による見本にはその図面を添付しなければならないが、図面を添付することができない場合には説明書を添付しなければならない。

④法第145条による証拠補填申請をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第33号書式の審判事件申請書を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

⑤代理人によって手続きをする場合には、第4項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第76条(審査官の意見書) 特許審判院長は、審判のために必要な場合、特許庁長に該当審判請求書の副本を送付し、関係審査官の意見を提出するように特許庁長に要請することができる。

第77条(口述審理) ①法第142条第1項により口述審理を申請しようとする審判の当事者は、「特許法施行規則」別紙第33号書式の審判事件申請書を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

②口述審理をする際には、国語を使用しなければならない。

第78条(審判参加申請) 法第144条によって審判参加申請をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第33号書式の審判事件申請書を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

第79条(証人の申請等) ①証人訊問を申請しようとする審判の当事者は、「特許法施行規則」別紙第33号書式の審判事件申請書に次の各号の書類を添付して特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

1. 証人訊問が必要な理由及び審問要求事項を書いた書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1通

②現場検証を申請しようとする審判の当事者又は参加人は、「特許法施行規則」別紙第33号書式の審判事件申請書を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

第80条(審判請求等の取下げ) ①法第149条第1項により審判請求を取下げようとする者は、「特許法施行規則」別紙第12号書式の取下げ書に次の各号の書類を添付して特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

1. 相手方の同意が必要な場合には、その同意を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1通

②特許審判院長または審判長は、審判請求の取下げがある場合には、これを当事者、参加人又は参加申請をしたがその申請が拒否された者に通知しなければならない。

③審判参加人がその参加を取下げようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第12号書式の取下げ書を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

第81条(審理終決通知後提出された書類) ①法第150条第3項により審理の終決を通知した後当事者又は参加人が提出した書類は審決に斟酌せず、その書類は申請を受けた場合のみ当事者又は参加人に返還する。ただし、返還する前に法第150条第4項により審理を再開した場合には返還しないことができる。

②第1項により書類の返還を申請しようとする当事者又は参加人は、「特許法施行規則」別紙第8号書式の書類返還申請書を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

第 82 条(審理再開) 法第 150 条第 4 項により審理再開を申請しようとする当事者又は参加人は、「特許法施行規則」別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

第 83 条(審判の決定書) 審判の決定書には次の各号の事項を書き、その決定をした審判官が氏名を書き捺印しなければならない。

1. 審判番号
2. 当事者・参加人(又は参加申請人)の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)
3. 当事者・参加人(又は参加申請人)の代理人がいる場合には、それぞれその代理人の氏名及び住所か営業所の所在地[代理人の特許法人又は特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう]
4. 審判事件の表示
5. 決定の主文及びその理由
6. 決定年月日

第 84 条(審判費用) 法第 153 条第 5 項による審判又は再審に関する費用の金額決定を請求しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 34 号書式の審判費用額決定請求書に次の各号の書類を添付して特許審判院長に提出しなければならない。

1. 費用計算書及びその証拠書類各 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 85 条(再審請求書) 法第 158 条第 1 項による再審の請求をしようとする者は、「特許法施行規則」別紙第 31 号書式の審判請求書に次の各号の書類を添付して特許審判院長に提出しなければならない。

1. 図面(法第 122 条による権利範囲確認審判の場合にのみ該当する)
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 86 条(準用規定) 法第 119 条による補正却下決定に対する審判及び法第 120 条によるデザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消し決定に対する審判に関しては、第 45 条及び第 59 条第 1 項を準用する。

第 6 章 ヘーグ協定による国際出願

第 87 条(国内に居所がある者) 法第 174 条第 3 号で“大韓民国に居所がある者”とは、30 日以上居住する目的で大韓民国に滞留する場所がある者をいう。

第 88 条(国際出願に関する代理人の選任等) ①法第 173 条による特許庁を介した国際出願をしようとする者が、特許庁に対する手続きをするために代理人の選任を申告するか、代理人が復代理人の選任を申告しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代理人に関する申告書に申告内容を証明する書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。ただし、代理人が次の各号の区分による手続きをするために該当書類に委任状を添付して提出する場合には、代理人選任申告をしないことができる。

1. 国際出願をしようとする場合：別紙第 18 号書式の国際出願書等提出書
 2. 国際出願を取下げようとする場合：別紙第 20 号書式の国際出願取下げ書
- ②第 1 項による代理人又は復代理人の解任を申告しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代理人に関する申告書を特許庁長に提出しなければならない。
- ③第 1 項による代理人又は復代理人が辞任を申告しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代理人に関する申告書を特許庁長に提出しなければならない。

第 89 条(国際出願に関する代表者の選任等) ①法第 173 条による特許庁を介した国際出願をしようとする者が、特許庁に対する手続きをするために代表者の選任を申告しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代表者に関する申告書に申告内容を証明する書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

②第 1 項による代表者の解任を申告しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代表者に関する申告書を特許庁長に提出しなければならない。

③第 1 項による代表者が辞任を申告しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式の代表者に関する申告書を特許庁長に提出しなければならない。

第 90 条(国際出願の方式等) ①法第 175 条第 1 項による書類のうち出願に必要な書類は、別紙第 18 号書式の国際出願書等提出書と「ヘーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定による共通規則」の規則 7(4)(c)によって特定締約当事者が要求する書類をいう。

②法第 175 条第 1 項により特許庁を介した国際出願をしようとする者は、別紙第 18 号書式の国際出願書等提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、各号の書類は英語で作成しなければならない。

1. 別紙第 19 号書式の国際出願書
2. 第 1 項による出願に必要な書類(別紙第 18 号書式の国際出願書等提出書は除く)
3. 別紙第 19 号の 2 書式の新規性喪失の例外主張証明書類提出書(新規性喪失の例外を主張する国際出願の場合のみ該当する)
4. 米国を指定した国際出願の場合次の各目の書類
 - カ. 別紙第 19 号の 3 書式の発明者宣言書
 - ナ. 別紙第 19 号の 4 書式の保護適格のための情報供述書
 - タ. 別紙第 19 号の 5 書式の米国の個別指定手数料減免証明書

③法第 175 条第 2 項第 8 号で“産業通商資源部令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 出願人の締約当事者
2. デザインの数及び図面の数
3. 国際登録の公開と係わる事項
4. 出願人の署名

④法第 175 条第 3 項による見本は、次の各号の要件を備えなければならない。

1. 見本の数、国際事務局に提出する見本 1 つと、指定国のうち秘密写本を受け取ることを願うと通知した国家にそれぞれ提出する見本の数合わせたものとする

2. 見本は、広げた時、横 26.2 センチメートル、縦 17 センチメートル以内で、重さは 50 グラム、厚さは 3 ミリメートルを超えないこと
3. 見本を提出する複数デザイン国際出願の場合、それぞれの見本が横 21 センチメートル、縦 29.7 センチメートルの正方形の用紙に付着されなければならない、昇順で番号が付けられていること
4. すべての見本は、一つの包装に入れられなければならない、見本の包装は、どの方向でもその大きさが 30 センチメートル以内で、重さは 4 キログラムを超えないこと

第 91 条(国際出願書の代替書類提出) ①法第 177 条第 2 項第 1 号で“産業通商資源部令で定める言語”とは、英語をいう。

②法第 177 条第 2 項により補完に必要な書類(以下“代替書類”という)を提出するように命令を受けた者は、特許庁長が指定する期間(以下“指定期間”という)内に別紙第 18 号書式の国際出願書等提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 英語で作成された代替書類 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合には、その代理権を証明する書類 1 通

③特許庁長は、第 2 項による代替書類が指定期間以後に提出された場合には、これを出願人や提出人に返戻しなければならない。

第 92 条(国際出願の補正) ①法第 173 条から第 178 条までの規定による特許庁を介した国際出願手続きと係わって法第 47 条によって補正しようとする者(法第 47 条第 3 号及び第 178 条第 3 項に該当して手数料及び送達料を補正しようとする者は除く)は、別紙第 18 号書式の国際出願書等提出書に次の各号の区分による書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 国際出願書の補正の場合:英語で作成された補正書類 1 通
2. 国際出願書等提出書の補正の場合:補正内容を証明する書類 1 通
3. 代理人によって手続きをする場合:その代理権を証明する書類 1 通

②法第 47 条第 3 号及び第 178 条第 3 項に該当して手数料及び送達料を補正しようとする者は、「特許料等の徴収規則」別紙第 1 号の 2 書式の納付書を提出すればよい。

第 93 条(国際出願の取下げ) ①国際出願に関する手続きをする者が国際出願を取下げようとする場合には、特許庁長が国際出願書を国際事務局に送付する前までに別紙第 20 号書式の国際出願取下げ書を特許庁長に提出しなければならない。

②代理人によって手続きをする場合には、第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 94 条(国際デザイン登録出願に対する更正) 法第 203 条第 3 項で“産業通商資源部令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 国際デザイン登録出願人が変わった更正
2. 法第 48 条による要旨変更該当する更正
3. 国際登録日又は優先日についての更正

第 7 章 補則

第95条(書類の閲覧等) ①法第206条による申請は、次の各号の書式による。ただし、申請者が電報又は口頭(電話を含む)で書類の謄本又は草本の発給や複写を申請した場合には、その発給か複写の前までに申請書を提出しなければならない。

1. デザイン登録原簿発給申請、資料閲覧(複写)申請、書類謄本(抄本)発給申請及びデザイン原簿記録事項発給申請:「特許法施行規則」別紙第29号書式の閲覧(複写、交付)申請書
2. 審判請求事実証明、審決確定事実証明及び**審決文送達証明**申請:「特許法施行規則」別紙第19号書式の証明申請書

②代理人の場合、第1項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第96条(デザイン文書電子化機関の指定等) ①法第208条第2項で“産業通商資源部令で定める施設及び人材”とは、次の各号の要件を備えた施設及び人材をいう。

1. 施設

カ. デザイン登録出願中のデザインに関する秘密維持に適合すること

ナ. データ入力装置、データ保存装置等のデザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判、再審に関する書類又はデザイン登録原簿を電算情報処理組職と電算情報処理組職の利用技術を活用して電子化する業務又はこれと類似の業務(以下“デザイン文書電子化業務”という)の効率的な遂行に適合する装備を備えること

2. 人材

カ. 5年以上電算情報処理分野で業務を遂行した経験のある者一名以上を保有すること

ナ. 役職員のうち「弁理士法」第2条による業務をする他の機関の役職員を兼ねる人や同法第5条によって登録した弁理士がないこと

②法第208条第2項によりデザイン文書電子化業務の委託を受けようとする者は、申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を介して申請者の法人登記事項証明書を確認しなければならず、これを介して確認することができないか申請者が確認に必要な情報を提供しない場合には、法人登記事項証明書を添付させなければならない。

1. 事業計画書(作業手順図を含む)
2. 事業実績書(類似の業務を遂行した経験がある場合に限定する)
3. 装備及び専門人材保有現況記述書
4. 申請日が属する会計年度の前会計年度の財産目録及び貸借対照表

③特許庁長は、デザイン文書電子化業務の効率的な遂行のために必要と認める場合には、二つ以上の者にデザイン文書電子化業務を委託することができる。

④特許庁長は、デザイン登録出願中のデザインに関する秘密維持及びデザイン文書電子化業務の効率的な遂行のために必要な場合には、その業務の委託を受けた者(以下“デザイン文書電子化機関”という)に是正措置を要求することができる。

第97条(デザイン文書電子化機関の業務規定) ①デザイン文書電子化機関は、デザイン文書電子化業務に関する業務規定を定めて特許庁長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合にもまた同じである。

②第1項による業務規定には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. デザイン文書電子化業務の実施方法及び処理手続きに関する事項

2. デザイン文書電子化業務に関する台帳・書類及び資料の保存に関する事項
3. デザイン文書電子化業務と係わって知ることとなった秘密の維持に関する事項
4. その他デザイン文書電子化業務に必要な事項

第 98 条(電子化対象書類) 法第 208 条第 4 項により電子化することができる書類は、次の各号の書類を除いた書類とする。

1. 「特許法施行規則」第 7 号書式による電子文書添付書類物件提出書(電子的記録媒体を提出する場合のみ該当する)
2. 「特許法施行規則」第 59 号書式による電子化内容訂正申請書
3. 発給申請書(書類の謄本・抄本発給のみ該当する)
4. 証明申請書(審判請求事実、審決確定事実及び審決文謄本送達の証明の場合のみ該当する)

第 99 条(電子化した内容の通知及び訂正申請) ①特許庁長又は特許審判院長は、法第 208 条第 4 項によりデザイン登録出願書又は補正書(図面等の内容補正だけ該当する)、その他電子化した内容の確認が必要と認める書類を電子化した場合には、その電子化した内容を出願人に通知しなければならない。

②第 1 項による通知を受けた出願人等は、電子化した内容が書面に提出された内容と異なる場合には、その通知を受けた日から 30 日以内に「特許法施行規則」別紙第 59 号書式の電子化内容訂正申請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

第 100 条(デザイン公報の発行媒体) 法第 212 条第 2 項による電子的媒体は、読取専用光ディスク又は情報通信網とする。

第 101 条(デザイン登録表示) 法第 214 条によるデザイン登録表示は、物品又はその物品の容器や包装等に登録デザインという文字とその登録番号を表示する。

第 102 条(規制の見直し) 特許庁長は次の各号の事項について該当号の基準日を基準として、3 年ごとに(毎 3 年になる年の基準日と同じ日前までをいう。)、その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1. 第 90 条第 2 項各号外の部分後段に従う国際出願書等提出書に添付する書類を作成しなければならない言語::2016 年 1 月 1 日
2. 第 96 条第 1 項第 2 号イ目に従うデザイン文書電子化機関が保有しなければならない人材:2016 年 1 月 1 日

付 則<産業通商資源部令第 58 号、2014.4.21>

第 1 条(施行日) この規則は、2014 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 54 条、第 60 条及び別表 5 の改正規定は公布する日から施行し、第 26 条第 1 項(カッコ内の部分に限定する)、第 45 条第 1 号(カッコ内の部分に限定する)、第 58 条第 3 号(カッコ内の部分に限定する)及び第 6 章(第 87 条から第 94 条まで)の改正規定は、ヘーグ協定が大韓民国に対してその効力が発生する日から施行する。

第2条(一般的適用例) この規則は、この規則施行後に出願するデザイン登録出願から適用する。

第3条(補正の却下決定に関する適用例) 第45条第1号(カッコ内の部分に限定する)の改正規定は、ヘーグ協定が大韓民国に対してその効力が発生する日以後に出願するデザイン登録出願から適用する。

第4条(デザイン登録可否決定に関する適用例) 第58条第3号(カッコ内の部分に限定する)の改正規定は、ヘーグ協定が大韓民国に対してその効力が発生する日以後に出願するデザイン登録出願から適用する。

第5条(デザイン公報名称変更に関する経過措置) この規則の施行当時従前の規定によるデザイン審査登録公報及びデザイン無審査登録公報は、第61条第1項の改正規定による登録デザイン公報とみる。

第6条(他の法令との関係) この規則の施行当時他の法令で従前の「デザイン保護法施行規則」の規定を引用している場合に、この規則の中でそれに該当する規定があれば、従前の規定に替えてこの規則の該当規定を引用したものとみる。

付 則 <産業通商資源部令第102号, 2014.12.31.>

この規則は、2015年1月1日から施行する。

付 則 <産業通商資源部令第173号, 2015.12.30.>

第1条(施行日) この規則は、2016年1月1日から施行する。

第2条(行政処分に関する適用例) 別表6第2号口目1)欄との改正規定はこの規則施行前の違反行為に対する行政処分の場合にも適用する。

付 則 <産業通商資源部令第188号, 2016.4.22.>

この規則は、2016年4月28日から施行する。

付 則 <産業通商資源部令第220号, 2016.10.4.>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(出願人コード用語の変更に関する経過措置) ①この規則施行前に従前の規定により与えられた出願人コードはこの規則の改正規定による特許顧客番号とみなす。

②この規則施行前に従前の規定により出願人コードの付与を申請した場合にはこの規則の改正規定により特許顧客番号の付与を申請したこととみなす。

第3条(代理人コード及び申請人コード用語の変更に関する経過措置) ①この規則施行前に従前の規定により与えられた代理人コード又は申請人コードはこの規則の改正規定による代理人番号または申請人番号とみなす。

②この規則施行前に従前の規定により代理人コード又は申請人コードの付与を申請した場合にはこの規則の改正規定により代理人番号又は申請人番号の付与を申請したこととみなす。

付 則 <産業通商資源部令第272号, 2017.9.22.>

第1条(施行日) この規則は、2017年9月22日から施行する。ただし、第63条の改正規定は2018年1月1日から施行する。

第 2 条(出願書類等の返還に関する適用例) 第 24 条の 2 の改正規定は、この規則施行前に提出されたが受理される前である出願書類等に対しても適用する。

付 則 <産業通商資源部令第 302 号, 2018.6.28.>

この規則は、公布した日から施行する。ただし、第 65 条第 1 項、第 66 条第 2 項及び第 68 条第 2 項の改正規定は、2018 年 7 月 1 日から施行する。